

1. 横浜市における自治会町内会について（戸塚区地域活動ハンドブックより抜粋）

(1) 町内会の起源

横浜市における町内会の起源は、市制が施行された翌年の明治23年（1890）つくられた「衛生組合」に求められるといわれています。この衛生組合を組織した目的は、第一に横浜が開港以前は一寒村にすぎず、他の地域にあるような旧来の隣保組織を持っていなかったこと、第二に横浜が開港地として貿易や居留外国人との関係で、伝染病の危険にさらされる機会が多かったためであろうと思われます。

大正12年（1923）の関東大震災によって、横浜市は広い地域にわたって混乱状態に陥りましたが、全市的な機能を持っていない衛生組合は十分な活動を行うことができず、混乱の中から生まれた「自警団」が難民の救済や町の治安に大きな力を発揮しました。世の中が平穏に戻るにつれて「自警団」は解散し、公的組合である「衛生組合」に代わって、「青年会」や「町内会」などが任意団体として市内各地に生まれ、自治活動を行うようになってきました。

昭和15年（1940）に内務省（現在の総務省）は「部落会町内会等整備要綱」を訓令し、「町内会」を上意下達の行政組織として全国的に整備し、「町内会」の下に10戸前後の「隣組」をつくらせました。

終戦後、占領軍の民主政策に基づいて昭和22年（1947）1月に前項の内務省要綱が廃止され、続いて同年5月にはポツダム政令15号が公布され、形の上では「町内会」は解体されましたが、敗戦、連合軍の占領という状況の中で起こる社会的混乱、犯罪の増加、伝染病の流行、配給物資の遅れなどの諸問題が発生し、これらの問題と取り組むため、戦時中の組織とは違って上からの統制という面を弱め、「防火防犯協会」、「赤十字奉仕団」などというように名称を変えた「町内会」が潜在的に活動を続けていました。

その後、昭和26年頃から「町内会」の再編成が進み、講和条約の締結とともに法的規制もなくなり、「防犯協会」などに名称を変えていた地域組織が「町内会」に改組するなど、自治会町内会組織の再結成の機運が高まってきました。

この頃から、新しく開発された地域では、従来とは違った形の自治会町内会（団地管理組合の性格をもった自治会町内会など）が続々と結成され、同時にこれら組織間の連絡調整ならびに広域的事業の推進を図るため、連合町内会が結成されるようになりました。

昭和36年（1961）には、行政区ごとに区連合町内会長連絡会、市連合町内会長連絡会が結成されました。

(2) 自治会町内会とは

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる問題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体です。

市民の多くが会員として加入し、会員の要望に即した環境整備事業、レクリエーション事業、福利厚生事業など、会員の日常生活に密着した各種事業を地域ごとに工夫をこらして実施しています。こうした活動を行っている自治会町内会は、防犯協会、体育協会などの各種団体が特定の目的を持って組織されているのに対して、地域や活動を包括した基礎的な住民組織と言えます。

横浜市では、次の項目に該当し、民主的に運営されている団体をさしています。

- 町・丁目・字等の全部または一部を単位として一定の区域を活動範囲とする団体
- 組織区内に居住し、会の趣旨に賛同する住民を会員として、自主的に運営されている団体
- 組織住民の福祉増進を主たる目的として事業を行っている団体

(3) 自治会町内会の組織構成

内部組織の名称や構成は、個々の自治会町内会の規模や設立目的、地域の環境、歴史などによって異なっていますが、一般的な例をあげると次のようになっています。

各自治会町内会は、10世帯から15世帯ほどを単位として班（または組）を設けており、班（または組）長は会費の集金、チラシの回覧などを行います。自治会町内会によっては、各事業を分担する専門部の代表者と役員会を構成し、団体の方針決定や事業活動の中心としての役割を果たしている場合もあります。

更に、町・丁目・字等を単位として構成される単位自治会町内会、おおむね中学校通学区程度を単位として構成される地区連合町内会、行政区単位に地区連合町内会長により構成される区連合町内会、区連合町内会長18名で構成される市町内会連合会があります。

令和2年4月1日現在、横浜市には自治会町内会は2,853団体あり、加入世帯は約122万7千世帯、市内全世帯の約71%が加入しています。

2. 評議員、組長の位置付け（町内会会則参照）

- (1) 第12条 評議員は受持組を代行し連絡協調を計る。
- (2) 第13条 組長はその地域（組）毎の連絡、会費の徴収を行う。
 - * 会則第6条により「役員任期は原則として2ヶ年」となっています。但し、組長任期については慣例上「1ヶ年」としております。（4/1～3/31）但し、新年度の正式なスタートは定期総会で新役員と事業方針が決定されてからとなります。
 - * 組長及び評議員の選出は、年度末（3月末）までにお願ひします。組長は組内でお互いに相談して決めてください。
 - * 永年評議員を担当していただいている方が多く、全体として高齢化の傾向にあります。新しい評議員の選出は担当組（3～8組程度）内で相談し、「輪番制」をベースに選定してください。

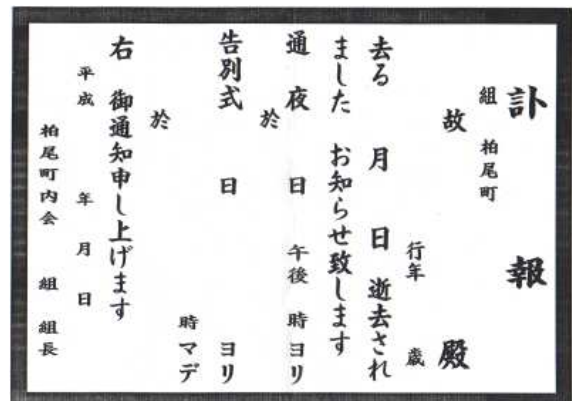
3. 町内会費の集金・納入方法について（平成14年総会にて会計より提案、一部加筆）

- (1) 組長は、所属する組の会費（原則として3ヶ月分・6ヶ月分・12ヶ月分のいずれか）を集金し、担当評議員に預ける。
- (2) 評議員は、預かった会費を次のいずれかの方法で納入する。
 - ① 毎月開催する役員会に出席し、会計に納入する。
 - ② 役員会に欠席又は役員会まで保管することが難しい場合は、郵便振替にて納入する。（右図参照）
- (3) 年度途中で引越し等のため退会された町内会員へは請求があれば会計より会費を返却する。
- (4) 町内会費の徴収を円滑に行うため会計が「納入袋」等必要資材を準備し評議員に配布する。

The image shows two forms used for fee collection. The left form is a '私込取扱票' (Private Deposit Slip) from the '柏尾町内会' (Kashiwinocho Association). It includes fields for the amount (002909), date (3/3/3), and recipient information. The right form is a '払込金受領証' (Receipt of Payment) for the same association, showing the amount received (002909) and the date (3/3/3). Both forms have checkboxes for '現金' (Cash) and '振込' (Bank Transfer).

4. 訃報の書き方と回覧の仕方（平成14年総会にて提案、一部修正）

- (1) 訃報の書き方の見本（下図参照、訃報の用紙は葬儀社が用意しています。）
- (2) 回覧の仕方と準備
 - ・ 施主によって、回覧の仕方が異なりますので、担当組長、評議員は確認して下さい。
 - ・ 全域に回覧する場合／近隣のみの場合／回覧をしない場合
- (3) 施主と打ち合わせが済みましたら必要な枚数をコピーして下さい。
 - ・ 全域に回覧する場合：103枚 / 近隣のみの場合：必要枚数



- ・ コピーは基本的には葬儀社に依頼してください。
- (4) 回覧の届け先は各地区担当評議員と致します。
- (5) 回覧は急を要するため留守宅は飛ばして次へ廻します。
- (6) 併せて組長または評議員より町内会長または副会長に連絡をお願い致します。
- (7) 亡くなられた方が柏和会会員の場合は、柏和会会長にも連絡して下さい。
- (8) 訃報には発信元の組及び組長名を付記してください。
- (9) 以前は訃報を掲示板にも貼っていましたが、「葬儀の時間帯を記載することで空き巣の対象になる」との注意が関係部署よりあり、現在は掲示板への貼り出しは行っていません。
- (10) 会員或いはご家族が亡くなられた際、町内会として香典をご用意しますので、組長・評議員は家族葬の場合でも必ず役員までご連絡をお願い致します。

5. 街灯（防犯灯）の故障及び修理依頼の仕方（平成 14 年総会にて提案、一部加筆）

(1) 防犯灯の種類

- ・ 横浜市管理の LED 防犯灯には横浜市管理番号が書かれたプレートが取り付けられています。
横浜市管理番号 Q4116 13-390。
- ・ 柏尾町管理の LED 防犯灯 1 灯（共架電柱番号笠井 576）はプレートがありません。
- ・ 投光器 4 灯（町内会館～国道 1 号線の坂道）、1 灯（第 1 公園入口）は表示がありません。

(2) 修理依頼の連絡先：横浜市管理の LED 防犯灯の修理については、市民局地域防犯支援課、又は区役所地域振興課が窓口となりますので、電柱の横浜市管理番号を町内会にお知らせ下さい。町内会から窓口へ連絡します。町内会管理の LED 防犯灯 1 灯については電柱番号、投光器については設置場所をお知らせ下さい

(3) 新たに防犯灯を設置する場合は、区からの設置配分が年度初めに柏尾連合町内会に対してありますので、その機会を利用して下さい（平成 27・28 年度各 1 灯、令和 2 年度 1 灯新設）。但し、緊急の場合は町内会の費用・責任で行いますので、定例の役員会に提案して下さい。

(4) 横浜市の LED 防犯灯 ESCO 事業（Energy Service Company）の実施により、平成 26 年度に電柱共架タイプの防犯灯 113 灯、平成 28 年度に鋼管ポールタイプの防犯灯 8 灯がすべて LED 防犯灯（右図参照）に切り替えられ、横浜市の管理になりました。結果、柏尾町内会が管理する防犯灯は電柱共架タイプの 1 灯になりましたので、町内会が支払う電気代は大幅に削減され、それに伴い横浜市から支給される防犯灯維持管理費補助金も削減されました。



(5) 令和 3 年 3 月末現在の設置数：電柱共架タイプ 117 灯（横浜市管理 116 灯、町内会管理 1 灯）、鋼管ポールタイプ 8 灯（横浜市管理）。投光器 3 灯（町内会管理）

6. 掲示板の利用方法、改修方法

- (1) 令和 3 年 3 月末現在、町内各所に掲示板 14 基（平成 30 年度 1 基新設）があります。これらは町内会費用で設置したもの、横浜市が設置したもの、柏屋商店から寄贈されたもの、町内会員のご好意で借用させていただいているもの、で構成されています。
- (2) 管理は町内会が行っており、行政からの回覧や連合町内会及び当町内会のお知らせ等を掲示しています。
- (3) 他の団体や企業の掲示物を掲載する場合は、町内会会長の許可を受けて掲示し、期日が過ぎたものは速やかに撤去してください。
- (4) 掲示板の維持管理、補修等も町内会の責任で行います。補修が必要なものがかなりありますが、財政的な制約から現在年 1 基程度の補修・更新を行っています。

7. ごみ集積場所の新設、改修、及び日常管理について

- (1) 令和 3 年 6 月現在、柏尾町内のごみ集積場所は 57 箇所あります。

- (2) 町内会会則第3条3項では「美化・清掃等区域内的の環境の整備」を当町内会の重要な目的の一つとして挙げています。つまり、ごみの集積場所の新設・改修・維持管理は当町内会の重要な機能であり、町内会員以外の住民や外部の住民が当町内会のごみ集積場所を使用することは認められておりません。
- (3) ごみと資源物の分け方・出し方については、横浜市資源環境局作成のリーフレットを参照し、周知徹底してください。また平成20年2月からごみと資源の収集曜日が変更になっていますのでご確認ください。
- (4) 当町内会では平成18年度から古紙・古布の資源集団回収を行っており、昨年度は約24万円の収益を挙げることが出来ました。（総会にて報告）しかし開始時に比較して近年回収金額が減少しております。町内会の収益の重要な柱ですので皆様の尚一層のご協力をお願い致します。尚、平成27年から回収日と回収場所を柏尾小学校 PTA と同一とし回収の効率化を図っています。（柏尾町内会持ち分85%）
- (5) ごみ集積場所の管理運営の直接的な窓口は市からの委嘱を受けた2名の「環境事業推進員」が行っています。しかしこの人数で町内全域の集積場所のチェックは事実上不可能で、評議員、組長の皆さんに積極的に参画していただき「環境事業推進部」を立ち上げることとなりました。（平成22年度定期総会にて承認）環境事業推進部の拡大強化によって、ごみと資源の分け方・出し方の住民への周知徹底を図るとともに、ごみ集積場所は町内会員専用であることの看板等による明示、違法投棄の監視強化等々具体的な対策を取ってきています。
- (6) 平成22年度からは環境事業推進部の組織強化を重点課題とし、担当副会長を責任者とし、2人の環境事業推進員の他に「推進部員」として全ての評議員に協力していただき、会員へその意義を訴え、ゴミ集積場所の分散化、環境整備を強力に進めています。

8. 評議員・組長名簿について

- (1) 「令和3年度版評議員・組長名簿」（総務部作成）を作成しました。評議員及び組長に配布いたします。ご活用ください。但し原則としてコピーは禁止とします。
- (2) 個人の情報が含まれますので取り扱いには注意して下さい。平成29年5月の個人情報保護法の改訂により、町内会も法に沿った運用や取扱いが課せられました。懲役や罰金などの刑罰も定められました。

9. 未加入住民の方への働きかけ

- (1) 町内会へ未加入の住民に対しては、年度切り替え時に町内会から加入の申し入れを強化しています。（加入申し入れ書参照）
- (2) また新たに柏尾町内に転居された方には早期に加入の働きかけを行なっています。アパート、マンション等については大家さんを通して働きかけを行います。
- (3) 令和3年4月時点での柏尾町内会会員世帯は983世帯ですが、区役所の情報では未加入者が100世帯以上あり、町内会への組織率は90%程度と考えられます。
- (4) 過去1年間で、新規加入や転居脱会などで2世帯の増加となりました。今後もこの取り組みを更に強め全世帯の加入を目指します。

10. 町内会館の利用方法

平成22年3月に柏尾町内会館が完成し、4月の総会で会館の管理運営を行う「会館運営委員会」が発足しました。平成29年4月より会館運営委員会は総務部に統合いたしました。

運営委員会で決定された会館利用方法は以下の通りです。（平成25年4月7日現在）

- (1) 鍵の所在： 柏屋商店（柏尾町1012、電話：822-0090）
- (2) 鍵の借り方： 鍵は「鍵借用リスト」に記入後、ご使用下さい。
- (3) 予約方法： 会館内の「予約ボード」へ利用日時・団体名・部屋名を記入して下さい。
利用日の30日前から予約が可能です。但し、町内会の会議や行事を優先しますので日程

調整させていただく場合もありますのでご了承下さい。

- (4) 利用報告： 会館使用後は会館内の清掃・戸締りの上、「使用ノート」と「使用チェックリスト」（玄関内設置）に必要事項を記入し、鍵を返却して下さい。
- (5) 会館利用料： 1室 3時間 1,000円
 - * 町内会活動に伴う会議・行事等で使用する場合は、無料とし、その他委員会で特に認められたものは、免除又は減額することができます。（免除又は減額の範囲は町内会組織に登録されたものとしします。）
 - * 利用料のお支払い先…運営委員会会計（中嶋正美）までお願いします。
- (6) コピー使用料： 1枚 10円（町内会以外の利用団体・一般で利用の場合）
- (7) その他： ① 詳細は「町内会館利用について」をご参照下さい。
 - ② 柏尾町内会館 電話/FAX： 045-821-9875
Eメール： info@kashiocho.com
 - ③ 会館運営委員長 未定
- (8) 駐車場： 会館隣地の小宮寛昭氏所有の駐車場 No.1～5が使用できます。

11. 町内会の「地縁法人化」について

柏尾町内会は、町内会館建設に当たり、平成20年度の定期総会で「地縁法人化」の決議を採択し、横浜市に申請を行いました。その結果、平成21年10月5日の横浜市報 第747号で「地縁による団体として認可」をされました。以下に地縁法人化の概要を説明いたします。

(1) 地縁による団体の認可制度について

自治会町内会は「権利なき社团」と位置づけられ法人格を持てなかったことから、町内会館等の財産を持っている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。

そのため、不動産の名義を当該団体の会長個人又は役員の名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差し押さえ等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解決するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記を可能にするものであり、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

(2) 対象団体

この制度は、不動産等の財産を保有又は保有を予定している団体で、一定の地域に住所を有する者の地縁に基いて形成された団体、いわゆる自治会町内会を対象としていますので、特定の目的の活動だけを行う団体や、構成員に対して特定の属性を要する団体、不動産の保有を目的としない団体等は対象となりません。

(3) 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることと出来るものとし、その相当数のものが現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

12. 柏尾町内会ホームページ（HP）の開設について（HP作成委員会）

町内会会員と町内会との情報共有の一環として、平成26年4月より「柏尾町内会ホームページ」を開設いたしました。まだ作成途上のページもありますが、町内コミュニケーションの一つの道具として順次拡充していく予定です。皆様の閲覧活用をお待ちしています。

(1) ホームページの紹介

- ・アドレス

<http://www.kashiocho.com/>

を Web ブラウザ（インターネットエクスプローラなど）に直接入力すると表示されます。

- ・” お気に入り” に登録すると次回から楽に表示できます。
- ・Google 検索や、Bing (MSN) 検索では、「柏尾町内会」と入力して検索すると「神奈川県横浜市戸塚区柏尾町内会公式 WEB サイト」が見つかりますので、クリックすると、町内会ホームページが表示されます。（お使いの検索サイトによっては表示されない場合もあります）
- ・スマホからも同じアドレスで表示されます。

13. 地域防災体制の構築について

- (1) 柏尾町内会では、災害発生時にご近所同士で声を掛け合う事で初期段階での被害を最小限に抑えるという観点から、平成 24 年度に「災害対策ネットワーク登録」運動を行い、354 名の要援護者、支援者名簿を作成しました。その後、平成 29 年 10 月には再登録の案内を実施するとともに、毎年の見直しにより、令和 3 年 2 月 6 日現在、要援護者 130 名（8 名減）、支援者 260 名（内、重度担当支援者 15 名（3 名増））の登録となっています。
- (2) またそれと並行して柏尾連合町内会では既にいくつかの自治会で活用を始めている「無事ですカード」の作成を行い、会員全世帯に配布させていただき、「域防災拠点訓練」時に掲出訓練を行っており、令和 3 年度は約 77%（目標 80%）の世帯で掲出をしていただくことが出来ました。
- (3) 例年 10 月末には柏尾地区連合町内会が主体となり、各町内会・自治会の防災リーダー（各 2 名）が中心となって「柏尾小学校地域防災拠点訓練」が行われており、昨年度は 11 月 1 日（日）に新型コロナウイルス感染症対策のため参加者を連合関連役員 69 名（柏尾町内会 20 名）に絞り実施されました。訓練はコロナ禍において、拠点開設にあたっては感染対策を十分に行うべく「感染対策チーム」を編成し対応訓練を実施しました。また全体研修の「避難所の感染症対策」（かながわネットワーク講師）では、避難所のレイアウトにおいて、コロナ対応や女性・子どもへ配慮したゾーニングの考え方などを学び、今後の拠点運営マニュアルの見直しに反映予定です。
- (4) 平成 28 年 4 月には万一の災害に備え、被害を最小にする為に「減災、自助、共助」を基本とした「柏尾地区防災マニュアル」を策定し皆様に配布しました。合わせて災害時はもちろん各自治会・町内会での行事等で利用可能な「連合町内会会員証」を配布しました。
また、平成 28 年 6 月には柏尾町内会の取り組みとして、災害発生時、地域防災拠点（柏尾小学校）まで安全に避難できるように、行動フロー・防災マップを作成し、「柏尾町内会防災行動マニュアル」として配布しました。
- (5) こうした取り組みはまだ初歩的な段階ではありますが、今後予想される首都直下型大地震への対応を含め、防災体制の強化を日常的に進めていきたいと思っております。評議員・組長の皆さんが町内会員の先頭に立ち、こうした活動へ参加いただきますようお願い致します。
- (6) 平成 29 年 5 月に柏尾町内会の防災備蓄倉庫が完成しました。引き続き、備蓄品は 7 年計画で整備し大規模災害に備えますが、被害会員世帯を全体の 15% と想定しているため、会員全世帯をカバーできる備蓄量ではありません。会員各戸の「自助」として 3 日分の備蓄をお願い致します。

14. 民生委員・児童委員の役割と担当区域について

- (1) 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員も兼ねています。地域住民から選出され、ボランティアとして活動しています。

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する地域において、介護や子育てなど福祉に関すること、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、見守りや行政などへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。横浜市では約 4,500 名の民生委員・児童委員が活動しています。

(2) 柏尾町内会の民生委員担当区域

- 柏尾第一： 齋藤 節子 1組～16組、18-3組
- 柏尾第二： 皆川 雅子 18-2組、20組、36組～61組
- 柏尾第三： 野尻 恵美子 17組、18-1組、21組～35組

15. 配布資料

- (1) 柏尾町内会会則
- (2) 令和3年度 組織体制図
- (3) 令和3年度 役員名簿
- (4) 令和3年度 評議員・組長名簿
- (5) 町内会加入のご案内
- (6) ごみと資源物の分け方・出し方（令和3年度版）
- (7) 戸塚区自治会町内会加入のご案内（区役所地域振興課）
- (8) 組長用「無事ですカード」掲出確認票

以上

< メモ >